



環境報告書2024

(令和5年度実績)

墨田清掃工場

《環境方針》

- 1 ごみを適正に焼却処理することを通じて、ごみの減容化、無害化、焼却灰の資源化に努めるとともに、設備の機能を良好に維持し、環境に対する負荷の低減と汚染の予防に努めます。
- 2 地域住民の皆様の快適な生活環境を支えるとともに、安心してもらえる安全な清掃工場を目指し、環境に係る法規制及びその他の要求事項を順守します。更により厳しい自己規制値を定め汚染の予防に努めます。
- 3 ごみの焼却処理に際して発生する熱エネルギーを有効に活用し、地域に貢献します。
- 4 工場の操業に当たっては、電気などの省資源、省エネルギーを推進します。
- 5 施設の公開、運営に関する情報の提供を通して、地域に開かれた清掃工場を目指します。

私たちの取組

墨田清掃工場は、平成10年1月の稼働から27年が経過しましたが、安全で安定的な操業を継続しております。これも、地域の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当工場は、周辺環境への負荷低減を第一とし、搬入された可燃ごみを適切に処理し、かつ発生する焼却灰の資源化への取組強化を推進してまいります。また、焼却で発生する熱を利用して発電し、余剰電力の売電を行うほか、近隣のすみだスポーツ健康センターへ熱供給を行い、エネルギーの有効活用を図ることで、ゼロカーボンシティ特別区の実現に貢献できるように努めてまいります。

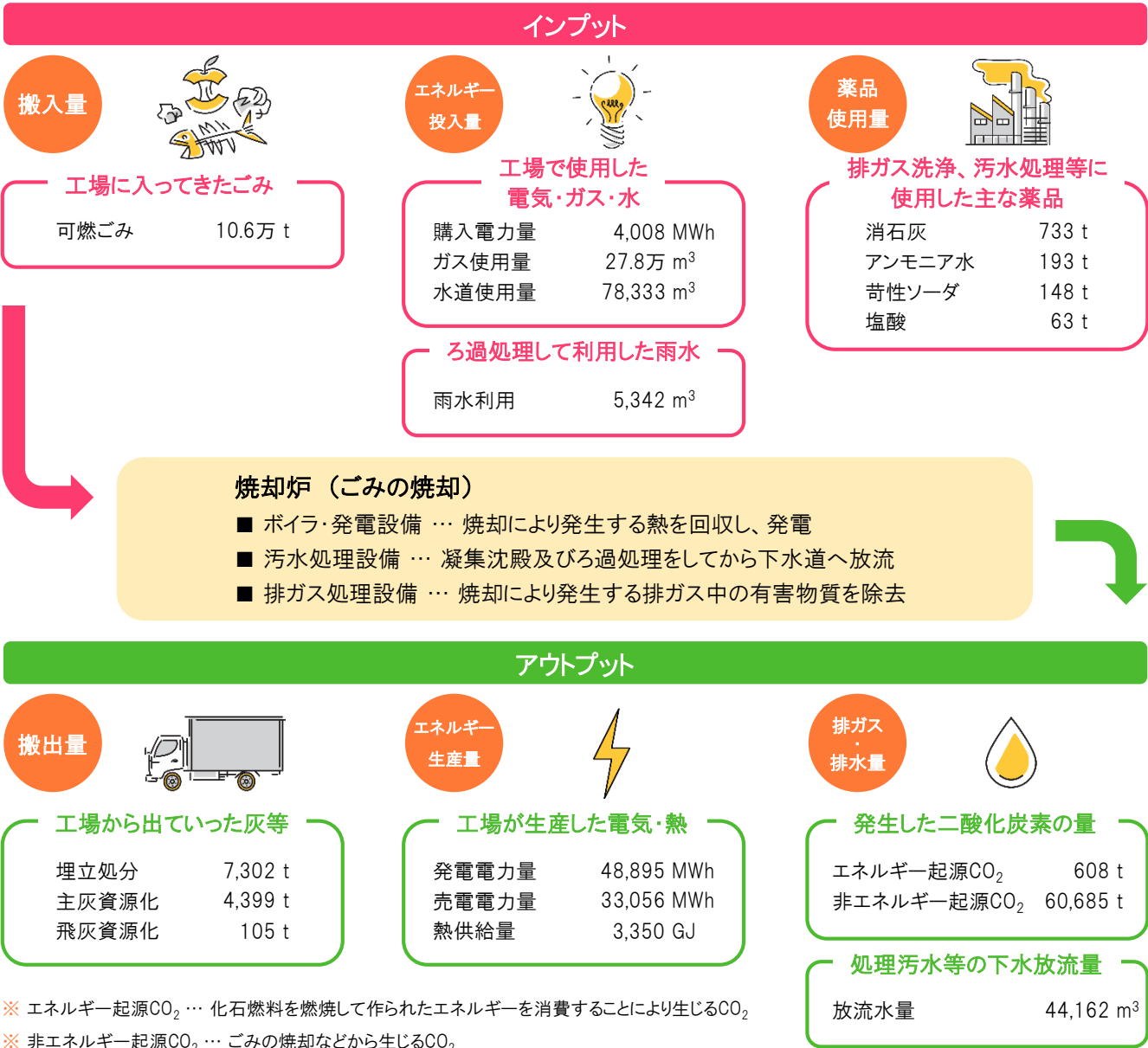
令和6年度より「いちくみ環境マネジメントシステム」の運用を開始し、環境管理の効率化及び業務との連携強化を図りながら環境管理を適切に行ってまいります。

本報告書は、令和5年度の稼働実績に基づいて作成しています。ぜひご一読いただき、当工場への理解を深めていただければ幸いです。

令和7年1月
東京二十三区清掃一部事務組合
墨田清掃工場長

物質・エネルギー収支

墨田清掃工場では、循環型社会の形成に向け、可燃ごみの処理による発電や熱供給を行っています。下図に、外部から当工場に投入される資源(可燃ごみ、電気など)と、当工場から外部に出て行く生成物(灰、電気など)の概要を示します。

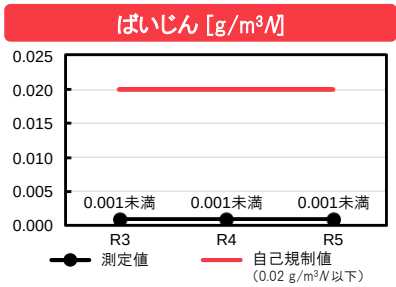


環境測定結果

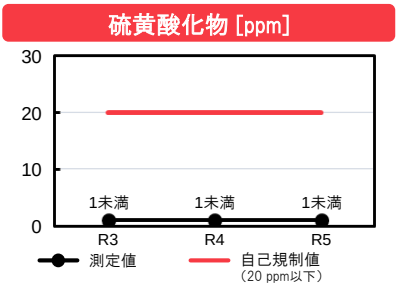
墨田清掃工場では、法基準値を守るだけではなく、より厳しい自己規制値を設定し、徹底した公害防止を図っています。また、より良い管理方法を確立するため、必要に応じて運転方法を見直しています。

■ 排ガス (※ 年度の最大値)

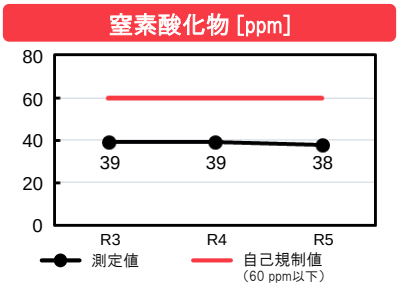
(R = 令和 を表す)



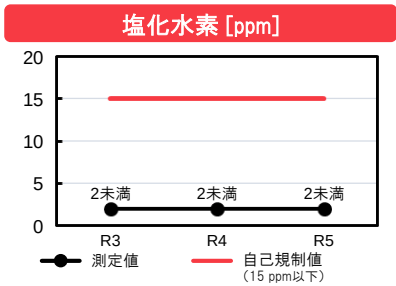
ばいじんは、ごみの焼却過程で発生する、すすや燃えかすのことです。ろ過式集じん器により、発生量の99.9%以上を除去しています。



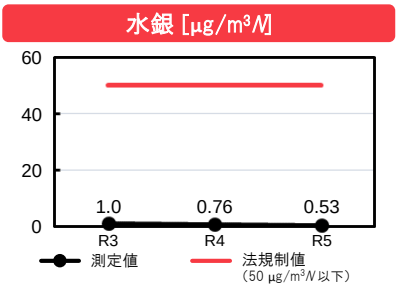
ごみに含まれる硫黄分は、焼却により、酸性雨の一因となる硫黄酸化物を生じます。ろ過式集じん器や洗煙設備により除去しています。



ごみに含まれる窒素分や空気中の窒素は、焼却により、光化学スモッグの一因となる窒素酸化物を生じます。脱硝設備により、水と窒素に分解しています。



印刷インキや生ごみなどに含まれる塩分は、焼却により、酸性雨の一因となる塩化水素を生じます。ろ過式集じん器や洗煙設備により除去しています。



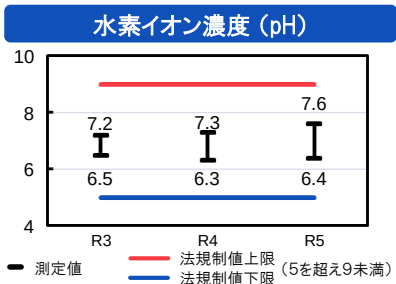
温度計や蛍光灯などに含まれる水銀は、燃焼により気化し、排ガス中に移行します。ろ過式集じん器や洗煙設備により除去しています。

■ m³/V (ノルマル立方メートル)
標準状態(0℃、1気圧)における気体の体積を表す単位

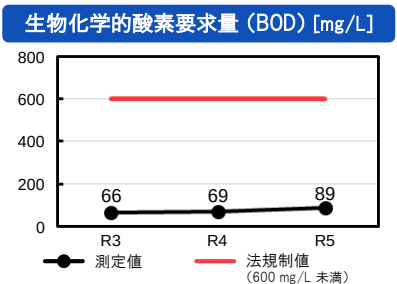
■ ppm
100万分のいくらかであるかという割合を表す単位

■ TEQ
ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンに毒性換算した値

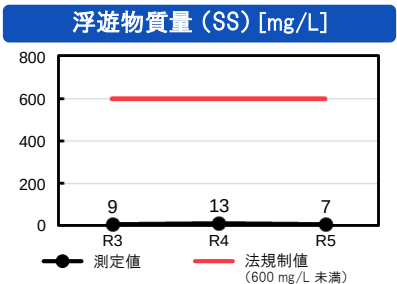
■ 排水 (※ pHは年度の最大値及び最小値、BOD・SSは年度の最大値)



灰の冷却や洗煙設備に使用した水は、公共下水道に排出するため、pHが常時適正域になるように管理しています。

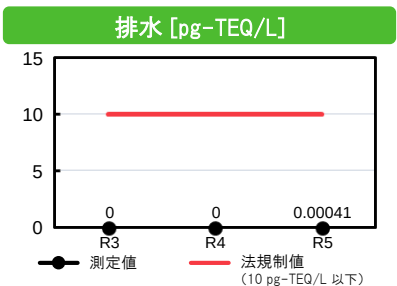
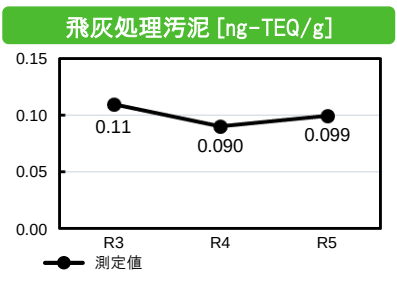
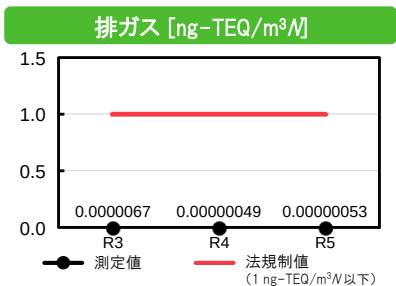


BODは、微生物が水中の有機物を分解する際に消費する溶存酸素の量です。水質が悪いほど高くなります。



SSは、水1Lの中に浮遊している直径2mm以下の物質の量です。水の濁りの程度を表します。

■ ダイオキシン類 (※ 排ガスは年度の最大値、飛灰処理汚泥・排水は年1回の測定値)



800℃以上でごみを焼却し、ダイオキシン類の発生を抑制しています。また、減温塔で排ガス温度を急激に下げることにより、ダイオキシン類の再合成を防いでいます。排ガス中のダイオキシン類は、ろ過式集じん器により除去し、排水中のダイオキシン類は、凝集沈殿処理により除去しています。

※ 飛灰処理汚泥は、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた薬剤処理をしており、法規制値は適用されない。

見学案内

当工場は、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「清掃一組」という。)が管理運営する清掃工場の中で、唯一、自由に見学のできる工場です。見学可能日時は、月曜日～土曜日の9:00～15:30(最終入場15:00)です。

団体見学(10名以上)を希望される場合は、月曜日～土曜日の9:00～17:00に、当工場まで電話でご連絡ください。
なお、年2回の焼却炉点検・補修期間その他見学に影響を及ぼす作業期間中は、安全を考慮し、見学を中止しています。
見学の最新の情報につきましては、清掃一組ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kojo/sumida/index.html>



↑ 工場HP

コミュニケーション

運営協議会

年1回、地域住民の代表、墨田区及び清掃一組の職員により構成される「墨田清掃工場運営協議会」を開催し、工場の操業状況や環境調査結果について報告しています。運営協議会の資料は、清掃一組のホームページに掲載しています。

工場だより

年2回、当工場の操業状況やイベントの開催状況等を掲載した、「工場だより」を発行しています。墨田清掃工場のホームページでも公開していますので、ぜひご覧ください。

環境情報コーナー

2階見学者説明通路の奥に位置する環境情報コーナーには、工場の環境に係る活動状況の掲示物や、資料を備えています。

排ガス状況監視盤

正門右側に設置されている電光掲示板では、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素の測定値を、リアルタイムで表示しています。



見学者説明室



環境情報コーナー



排ガス状況監視盤

アクセス



《電車》

東武亀戸線
「小村井駅」下車 徒歩15分
京成押上線
「京成曳舟駅」・「八広駅」下車 徒歩20分

《都営バス》

上23系統
「東墨田一丁目」下車 徒歩2分

本報告書に関するご意見、ご感想は、下記連絡先までお寄せください。

名 称 : 墨田清掃工場
所 在 地 : 〒131-0042
東京都墨田区東墨田一丁目10番23号
電 話 : 03-3613-5311
F A X : 03-5247-5389
発 行 : 令和7年 月
作 成 者 : 技術係長
発行責任者 : 墨田清掃工場長

印 刷 物 登 録
令和6年度 第117号